

奈良県公報

目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定	一	○公共測量の終了の通知	四
○家畜伝染病予防法に基づく患畜等の届出があった旨の公示	一	○開発行為に関する工事の完了	四
○県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧	二	○右 同	五
○土地改良事業計画の適否決定	二	○人事委員会公告	五
○右 同	二	○平成十六年度身体障害者を対象とした奈良県職員採用選考試験の実施	五
○道路の位置指定	二	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	八
○児童福祉法に基づく指定居宅支援助事業所の変更等の届出	三	○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	九
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業所からの事業所の変更等の届出	三	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	九
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業所からの事業所の変更等の届出	三	○政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等	一〇
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	四	○監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	一〇
		○右 同	一一

告示

奈良県告示第二百六十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	天野 泉	天野 泉	天野 泉	天野 泉
医療機関の名称	天理よろづ相談所病院	天理よろづ相談所	天理市三島町二〇番地	天理市三島町二〇番地
医療機関の所在地	天理市三島町二〇番地	天理市三島町二〇番地	天理市三島町二〇番地	天理市三島町二〇番地
診療科目	泌尿器科（直腸機能障害）	泌尿器科（直腸機能障害）	泌尿器科（直腸機能障害）	泌尿器科（直腸機能障害）
指定年月日	平成十六年七月二十八日	平成十六年七月二十八日	平成十六年七月二十八日	平成十六年七月二十八日

奈良県告示第二百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病の発生があった旨、次のとおり届出があった。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 病名
ヨーネ病
- 二 家畜の種類
乳用牛
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

<p>患畜四頭</p> <p>四 発生の場所又は区域 山辺郡山添村</p> <p>五 発生日 平成十六年八月二日</p> <p>六 その他参考となるべき事項 当該牛は法令殺にて処分</p>	<p>奈良県告示第二百六十四号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業（県営は場整備事業大柳生地区第一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月十三日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>一 縦覧期間 平成十六年八月十六日から同年九月六日まで</p> <p>二 縦覧場所 奈良市役所</p> <p>奈良県告示第二百六十五号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月四日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。</p> <p>なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月十三日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>協議者</p> <p>事業計画</p> <p>縦覧期間及び場所</p>						
<p>大宇陀町長 芳岡 一夫</p> <p>水と農地活用促進事業 （ため池整備） 本郷ため池地区</p> <p>平成十六年八月十六日から同年九月六日まで 大宇陀町役場</p>	<p>奈良県告示第二百六十六号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月五日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。</p> <p>なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月十三日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="779 1216 876 1457">協議者</td> <td data-bbox="779 1457 876 1744">事業計画</td> <td data-bbox="779 1744 876 2135">縦覧期間及び場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 1216 779 1457">田原本町長 森 晃一</td> <td data-bbox="617 1457 779 1744">水と農地活用促進事業 （頭首工整備） 阿部田2地区</td> <td data-bbox="617 1744 779 2135">平成十六年八月十六日から同年九月六日まで 田原本町役場</td> </tr> </table> <p>奈良県告示第二百六十七号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。</p> <p>平成十六年八月十三日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	協議者	事業計画	縦覧期間及び場所	田原本町長 森 晃一	水と農地活用促進事業 （頭首工整備） 阿部田2地区	平成十六年八月十六日から同年九月六日まで 田原本町役場	<p>一 指定の場所（平成十六年七月三十日現在の地番による。） 大和郡山市九条町字山ノ口一〇四七番地ノ四の一部、一〇四七番地ノ三四、一〇四七番地ノ三五の一部、一〇四七番地ノ三八、一三七五番地の一部及び一〇四三番地ノ</p>
協議者	事業計画	縦覧期間及び場所							
田原本町長 森 晃一	水と農地活用促進事業 （頭首工整備） 阿部田2地区	平成十六年八月十六日から同年九月六日まで 田原本町役場							

- 六の 一部
- 二 申請者氏名 日吉丸産業株式会社 代表取締役 金田旬吉
- 三 申請者住所 奈良市法華寺町一二〇二番地ノ六
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 二七・五四メートル
- 六 指定年月日 平成十六年八月二日
- 七 指定番号 郡土第一六〇七号

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	変更年月日
有限会社ハート	高市郡高取町兵庫一二九一	介護ハート	(変更前) 高市郡高取町兵庫一三〇一 二 (変更後) 高市郡高取町兵庫一二九一	居宅介護	平成十六年七月一日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	変更年月日
有限会社ハート	高市郡高取町兵庫一二九一	介護ハート	(変更前) 高市郡高取町兵庫一三〇一 二 (変更後) 高市郡高取町兵庫一二九一	居宅介護	平成十六年七月一日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	変更年月日
有限会社ハート	高市郡高取町兵庫一二九一	介護ハート	(変更前) 高市郡高取町兵庫一三〇一 二 (変更後) 高市郡高取町	居宅介護	平成十六年七月一日

兵庫二二九一

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年八月十三日から同年十二月十三日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ライフ大淀ショッピングセンター
所在地 吉野郡大淀町大字土田二九六番地他
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
（変更前）午後九時
（変更後）午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前八時五十分から午後九時十分まで
（変更後）午前八時五十分から午後十時二十分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前四時三十分から午後九時まで
（変更後）午前六時から午後九時まで
- 三 届出年月日
平成十六年七月二十三日
- 四 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課

- 五 縦覧期間
平成十六年八月十三日から同年十二月十三日まで
- 六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、新庄町長から次のとおり公共測量を終了した事について通知がありました。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（土地区画整理事業基準点測量）
- 二 測量の地域 北葛城郡新庄町北花内及び柿本の一部の地域
- 三 測量の終了年月日 平成十六年七月三十一日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十六年四月二十二日第七二一七五号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月四日第六〇七六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月四日第三八七五号
- 三 開発区域に含まれる地域
桜井市大字外山一〇三四番地ノ九
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字芝二〇二九番地ノ一
三幸商事株式会社 代表取締役 松浦眞佐人
- 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字外山一〇三四番地ノ九の一部
下水道 桜井市大字外山一〇三四番地ノ九の一部

一 許可番号

平成十六年六月九日第七四一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月六日第六〇七七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月六日第三八七六号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字室四〇二番地ノ一、四〇八番地及び四一三番地の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字室四一〇番地

昭和アルミパウダー株式会社 代表取締役社長 山崎全

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字室四〇二番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年七月二十六日第七四一六二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月六日第六〇七八号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡新庄町大字南花内二六九番地ノ五六及び二六九番地ノ五九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡新庄町大字南花内二六九番地ノ五九

杉森繁

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年三月二十三日桜土第三六一九号

平成十六年六月九日桜土第三六一九一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二日桜土第五六一三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月二日桜土第五七一一号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市出垣内町一一八番地ノ五、一一八番地ノ六の一部、一二二番地ノ一及び一二二番地ノ三並びに膳夫町六六九番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字東松本三一一番地ノ六

奈良ミユキハウス建設株式会社 代表取締役 藤元幸

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市出垣内町一一八番地ノ五及び一二二番地ノ一の各一部

下水道 橿原市出垣内町一一八番地ノ五及び一二二番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十六年六月二十一日桜土第三七一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月三日桜土第五六一四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市曲川町六丁目四一三番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町五丁目五番七号

小川富士枝

人事委員会公告

平成16年度身体障害者を対象とした奈良県職員採用選考試験を次のとおり実施しま

す。

平成16年8月13日

奈良県人事委員会委員長 豊澤 安男

平成16年度身体障害者を対象とした奈良県職員採用選考試験案内

平成16年8月13日

奈良県人事委員会

受付期間 <郵送・持参>平成16年9月8日(水)～9月24日(金)

<インターネット>平成16年9月8日(水)～9月17日(金)

第1次試験日 平成16年10月10日(日)

この採用選考試験は、奈良県内に居住する身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験職種・採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職 務 内 容	(参考)15年度試験結果	
			受験者	合格者
一般事務職	1人程度	知事部局(本庁・出先機関)などに勤務し、一般行政事務に従事します。	18人	2人

※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。

2 受験資格

次の(1)から(7)までのすべての要件を満たす人が受験できます。

- (1) 昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級の人
- (3) 奈良県内に居住している人(現在、通学などのため一時的に県外に居住している人を含む。)
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる人
- (5) 自力により通勤ができ、介護者なしに勤務の遂行が可能なる人
- (6) 地方公務員法第16条に規定する次のいずれにも該当しない人

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 (7) 日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人
試験日時・試験会場・合格者発表

試験	試験日時	試験会場	合格者発表
第1次試験	10月10日(日) 集合時間 午前9時20分 試験開始 午前10時15分 試験終了 午後2時45分	奈良県自治能力開発センター 奈良市大安寺1丁目23-2	10月22日(金) 午前9時(予定)
第2次試験	第1次試験合格者について、11月11日(木)、奈良県奈良総合庁舎(奈良市大森町57-12)で実施します。(詳細については、第1次試験合格者に通知します。)	11月19日(金) 午前9時(予定)	奈良県庁及び奈良県奈良総合庁舎(奈良市大森町)に受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

4 試験の方法

試験種目	内 容
試験	

第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行います。(2時間)	望の場合は、140円切手をはった返信用封筒(角形2号[33cm×24cm])を同封してください。
	出題分野	社会科学、人文科学、自然科学、人権関連、文章理解、判断推理、教的推理、資料解釈等	
第2次試験	作文試験	公務員として必要な表現力などについて、筆記試験を行います。(1時間30分)	<p>申込方法</p> <p>申込方法</p> <p>申込方法</p>
第2次試験	口述試験	個別面接による試験を行います。	
<p>※教養試験の成績が一定基準に達しない場合は、作文試験は採点されません。</p> <p>※作文試験は日本語での記述が必要です。</p>			<p>申込受付</p> <p>申込受付</p> <p>申込受付</p>
<p>5 受験手続</p>			
申込用紙の請求方法	配布場所	人事委員会事務局、県庁舎東棟県民ホール、県人事課、奈良県東京事務所、高田・桜井・吉野県税事務所、橿原文化会館、西奈良県民センター、女性センター、森林技術センター、郡山・大宇陀・五條土木事務所、宇陀川浄化センター、県警察本部警務課及び県内各警察署	<p>〈郵送・持参による場合〉</p> <p>期間 9月8日(水)～9月24日(金)(9月24日消印有効)</p> <p>ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。</p> <p>時間 午前9時～午後5時</p> <p>※ 10月1日までに受験票が到着しない場合は、県人事委員会事務局まで照会してください。</p> <p>〈インターネットによる場合〉</p> <p>期間 9月8日(水)～9月17日(金)</p> <p>ただし、9月8日(水)は午前9時から、9月17日(金)は午後5時までには到着したものを受付けます。</p> <p>※ 審査完了メールが到着すると、受験票を取り出せるようになりますので、ただちに受験票が印刷できるか確認してください。</p>
郵便による請求	郵便による請求	封書で「一般事務(選考)請求」と朱書し、90円切手をはった、郵便番号、住所、氏名を明記した返信用封筒(長形3号[23.5cm×12cm])を同封して、奈良県人事委員会事務局(〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良県奈良総合庁舎内)へ請求してください。なお、パソコンでも希	

なお、審査完了メールが9月21日(火)までに到着しない場合には、9月22日(水)に県人事委員会事務局まで照会してください。
 ※ 申込受付期間中にサーバーメンテナンス等により停止している場合には、入力する日を変更するか、郵送又は持参により申し込んでください。

6 合格から採用まで

- (1) 人事委員会は、第2次試験合格者について、採用候補者一覧表を作成し、任命権者に送付します。
- (2) 任命権者ではさらに面接などを行い、採用者を決定します。
- (3) 採用は、原則として平成17年4月1日以降の予定です。

7 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

- (1) 日本国籍を有しない人は、各任命権者が定める次の職以外の職に任用されます。

ア 「公権力の行使」に携わる職(代表例)

- 許可、認可、免許等処分に関する事務(各種営業許可、開発許可、建築確認等)
- 報告の徴収、検査に関する事務(保険医療機関等に関する報告の徴収、各種立入検査等)
- 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- 不服申立てに対する裁決に関する事務
- その他、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

イ 「公の意思の形成への参画」に携わる職

- 県行政について企画、立案、決定に参画する職とし、原則として「所属長及び本庁課長級以上の職」などです。

- (2) 日本国籍を有しない人は、採用時に「在留活動に制限のない在留の資格」がない

場合には採用されません。

8 勤務時間

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
 なお、原則として土曜日、日曜日は休みで、週40時間勤務となります。

9 給与

現行の初任給月額(高校新卒者の場合)は143,300円で、このほか、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、平成18年3月31日まで、給料の2%が減額されます。

なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

10 その他

- (1) 試験当日は、受験票、筆記具、身体障害者手帳及び昼食を必ず持参してください。
- (2) 県人事委員会ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/jinji-c/>)及びフレックス奈良県(0742-26-4194(ボックス番号4104))により受験申込状況等の情報を提供します。なお、合格発表後2週間、合格者番号を提供します。

- (3) 県人事委員会ホームページに教養試験の例題及び作文試験の課題例を掲載します。また、県政情報センター(県庁舎東棟1F)において閲覧できます。

- (4) この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第1次試験合格者は第2次試験の合格発表の日から1月間)試験の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、午前9時から午後5時までの間に人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けておりません。)

各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。
 したがって、総合得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

選挙権喪失者不在

奈良県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による設立の届出のあつた政治団体の名称等を、同法第七條の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年八月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい革新奈良市政をつくる会	寺本敏夫	霜鳥純一	奈良市大森西町一三一六	平成十六年七月二十六日

奈良県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体から同法第六條第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年八月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党奈良県薬剤師支部	代表者	七海朗	喜多稔	平成十六年七月十五日
会計責任者	赤井幸男	七海朗		

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
大和郡山市民政策研究会	代表者	阪田聖司	和田忠	平成十六年七月十四日
奈良県藤井基之薬剂師後援会	代表者	七海朗	喜多稔	平成十六年七月十五日
奈良県にし恵一郎薬剂師後援会	代表者	七海朗	喜多稔	平成十六年七月十五日
奈良県薬剂師連盟	代表者	七海朗	喜多稔	平成十六年七月十五日

奈良県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同法第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年八月十三日

奈良県選挙管理委員会

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

明るい革新奈良市政をつくる会	寺本敏夫	平成十六年七月二十一日
和田ただし後援会	堀合良三	平成十六年七月五日

奈良県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年八月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中 義雄

公職の候補者		資金管理団体			
届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
和田忠	大和郡山市民議会議員	大和郡山市民政策研究会	大和郡山市筒井町八〇〇	和田忠	平成十六年七月十四日

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。
平成16年8月13日

奈良県監査委員 大倉 潔

奈良県監査委員 中 嶋 實 男
奈良県監査委員 山 本 進 章
奈良県監査委員 中 野 雅 史

こども家庭課

監査の結果

母子・寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金について

(注意事項)

母子・寡婦福祉資金貸付金にかかる償還金において、未収金が認められた。

未収金解消のために、なお一層努力すべきである。

措置の内容

滞納者について、督促状、催告状の送付、電話等による償還指導の回収を増やすとともに、一層のきめの細かい償還指導を行った。また、償還の求めに応じないケースについては、個別の訪問指導を行い、現況の収入状況に応じて適宜月割りの分割納付等への切り替えを実施した。また、失業等によって、返済が著しく困難と認められるケースについては、連帯保証人に一部弁済を依頼した。

今後ともこれらの対策を強化することにより、未収金の収納を図っていく。

措置結果通知日 平成16年3月30日

食品衛生検査所

監査の結果

通勤手当の認定について

(注意事項)

自動車で通勤する職員の通勤手当について、通勤距離の認定を誤ったため、過払いが認められた。

また、電車通勤する職員の通勤手当について、運賃の認定を誤ったため、2件の支給不足が認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

過払分については、平成16年2月20日に返納し、支給不足については平成16年1月給与報告により追加支給した。

今後の認定に際しては、規則を遵守し適正な事務処理に努める。
措置結果通知日 平成16年5月26日

奈良公園管理事務所

監査の結果

通勤手当の過払いについて

(注意事項)

通勤手当の支給事務において、①自動車通勤の距離誤り(2件)②距離が支給要件に満たない交通機関の運賃(1件)の認定誤りにより、それぞれ過払いが認められた。

過払いについては速やかに戻入等の処理を行うとともに、今後の事務処理に充分留意すべきである。

措置の内容

①自動車通勤の距離誤り(2件)については、通勤距離を訂正し過払い額については、平成15年7月に戻入通知書により返納の処理をした。

②距離が支給要件に満たない交通機関の運賃(1件)については、認定日にさかのぼり支給を取り消し、戻入は分割返納とし、16年4月で全額返納した。

今後は、支給要件を精査し適正な事務処理を行うよう努める。

措置結果通知日 平成16年5月28日

桜井土木事務所

監査の結果

通勤手当の認定誤りについて

(注意事項)

通勤手当の支給事務において、距離が支給要件に満たない交通機関の運賃を認定したため、過払いが認められた。速やかに戻入処理するとともに、今後の事務処理に充分留意すべきである。

措置の内容

通勤手当の認定誤りについては、平成15年5月13日に認定の修正を行うとともに、過払いとなった通勤手当については、過年度分は平成15年6月10日に返納、

当該年度分については、6月分給与で調整した。

なお、今後は、適正な処理を期すため、より一層慎重な審査と確認の徹底に努める。
措置結果通知日 平成16年6月14日

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、奈良県教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年8月13日

奈良県監査委員 大 倉 潔
奈良県監査委員 中 嶋 實 男
奈良県監査委員 山 本 進 章
奈良県監査委員 中 野 雅 史

桜井商業高等学校

監査の結果

授業料の減免処理、調定減額及び戻出手続について

(注意事項)

1学期分授業料に係る減免処理、並びに減免に係る調定減額及び戻出の時期が遅延していた。

今後、申請書受領後は早急に減免手続を行うとともに、減免決定後は早急に調定減額及び戻出手続を行うべきである。

措置の内容

今後は、早急に減免処理、調定減額及び戻出手続を行うよう徹底した指導監督のもと迅速且つ適正な事務遂行に努める。

措置結果通知日 平成16年4月16日

学校教育課

監査の結果

奨学資金貸付金の償還未済金について
(事実認定)

地域改善対策奨学金等の償還において収入未済額が増加していた。
(指摘事項)

滞納者を対象として訪問指導を実施する等解消のための対応策が実施されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。

措置の内容

償還未済金について、従来から全滞納者に返還督促状と納入通知書による催告を行い、併せて返還相談会(県内24会場)を開催し、返還方法等の周知徹底を図るとともに個別相談の機会を設けて助言・指導を行っている。さらに、戸別訪問及び夜間電話等による返還督促を実施してきた。

平成15年度は通年的に3班体制による戸別訪問及び電話督促を計画的に実施するとともに、特に、12月から翌年2月にかけて新規の滞納者を中心に訪問督促を行い、未済金の回収及び滞納金の発生防止を図った。

今後も引き続き、次の対応策による償還未済金の回収を促進していく。

- ① 全滞納者に督促状、納入通知書送付による返還請求及び個別訪問、電話による督促体制の強化。また、連帯保証人に対しても返還督促を行い、本人への積極的な働きかけを促す。
- ② 戸別訪問及び電話督促の結果を整理し、年間を通じた計画的かつ的確な滞納対策の促進及び法的に効果的な返還対策の検討を進める。
- ③ 学校、市町村・関係団体等と連携を図り、奨学生及び保護者に対する奨学金制度の趣旨徹底と返還指導を強化し、滞納金の発生防止と返還義務の意識高揚に努める。

措置結果通知日 平成16年5月7日

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一二一一一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一一三五七七(代)

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

本誌は再生紙を使用しています。